

あるべき「ドイツ・ユダヤ人」像の模索

——「ドイツ民族主義ユダヤ人連合」（一九二一—三五）の主張を中心に——

長 田 浩 彰

一、はじめに

「近代社会と『国民』像の諸相」という本年度の広島史学研究会大会シンポジウム・タイトルを受けて、本稿では、ワイマル期ドイツにおけるユダヤ人のドイツ人としてのアイデンティティが分析される。つまり、他の二報告（国史・東洋史）とは違い、「国民国家」形成が終わった後での「国民像」、換言すれば、変化する「国民像」とでも言えるものが、ここでは扱われることになる。またそれは、マイノリティの側が自らに課する「国民像」という、ある意味での制約を持ったものでもある。ただそれはもちろん、彼らが自分勝手に創るものではない。周囲の非ユダヤ人社会やその文化に同化し、その価値観を受け入れながら、立派な同等のドイツ国民と見なされたい、そう思って努力する彼らが描く「国民像」であ

る。よって、この「あるべきドイツ・ユダヤ人」像には、非ユダヤ系のドイツ人の描く「国民像」が、かなり正確に反映されていると思われる。本稿では、こういった間接的な面からの「国民像」へのアプローチが採られることになる。

さらに、彼らユダヤ人側は、ドイツ人であること以外に、もう一つ、ユダヤ人である自分というアイデンティティの柱を持っているわけで、自らをドイツ人であると主張する場合、そのドイツ的部分とユダヤ的部分を、どう考えて総合させていくか、ということが問題となる。本稿では、両要素の総合という観点から、彼らが、とりわけ自らのユダヤ的部分をどう考えていたかが、分析の重要な観点となる。何となれば、「ユダヤ人はユダヤ人であるが故にドイツ人にあらず」と唱える反セム主義者の主張にどう反論するかが、彼らには特に重要であったからである。

二、ワイマル前史

——第二帝制期におけるドイツ・ユダヤ人の状況——

一八世紀末、啓蒙思想の流布とともに、ヨーロッパ諸国家で問題とされた、「ユダヤ人にも法的同権を与えて市民とすべきか否か」という論議は、ドイツ諸邦においても一世紀近い議論と、その間の部分的解放とその取り消しという紆余曲折を経て、ようやく一八七一年のドイツ統一（IIドイツ帝国の成立）に際し、彼らの同権化という結論を得た。この「ユダヤ人解放」過程において暗に求められたのは、同権化の代償ないしその条件としての、ユダヤ人のドイツ社会への「同化」であった。

それを受けてドイツ・ユダヤ人の側では、例えば宗教の面においても、儀式・典礼をドイツ社会・文化に近づける形での改革運動が、一九世紀を通じて成立・展開していく。¹⁾また、同権化成立後の第二帝制期に生まれた「ユダヤ人からの同権の剥奪」を求める政治運動としての「反セム主義」に対して、ユダヤ人の側の自衛組織として生まれた「ユダヤ教徒ドイツ国民中央協会」（一八九三—一九三八）の主張にも、これと同じ方向が見られる。

この第三帝制期まで存続したドイツ・ユダヤ人最大の組織設立の契機を与えた「Rレーベンフェルト（一八五四—一九一〇）の著作『保護ユダヤ人か、国民か？』（一八九三）の

最後には、ユダヤ教徒の国民の大多数の見解として、次の六つの主張が掲げられている。³⁾

- ①我々は、ドイツ・ユダヤ人ではなく、ユダヤ教徒のドイツ国民 (Staatsbürger) である。
 - ②我々は、国民として、憲法により認められた権利による以外の、如何なる保護も必要としないし、要求しない。
 - ③我々の信念や道徳は、過ぎ去った数世紀来の教えにではなく、現代的な国民教育により得た諸見解に基づいている。
 - ④我々は、ユダヤ人としては、どの政党にも属さない。政治上の見解は、宗教と同じく、個々人の問題である。
 - ⑤我々は、国民性 (Nationalität) にしっかり立脚している。我々が他国のユダヤ人との間に持つ連合は、ドイツのカトリックやプロテスタントが他国の同宗者との間に持つものに他ならない。つまりそれは、現代的な意味での倫理の結びつきである。
 - ⑥我々は、その宗教如何に拘わらず、個々人の不道徳な行為を咎める。つまり我々は、個々のユダヤ人の行為へのあらゆる「連帯」責任を否定し、軽率な、ないし悪意ある批評家が、個々のユダヤ人の行為をユダヤ教徒の国民全体の責任にするという一般化に対して抗議する。
- 一見して判る通り、ユダヤ教徒のドイツ国民としての自己主張、現代的な国民教育に基づく自らの信念や道徳の強調、また、宗教や政治的見解の個人問題化など、憲法で保証され

た同権を有する「国民」概念や「同化」の事実に則った権利主張の声明がここには見られる。そしてこの「中央協会」は、「宗教上の考え方や政治的方向に関係なく、ユダヤ教徒のドイツ国民すべてを、その公民的・社会的な平等の維持と迷うことなきドイツの信念の育成の強化のため結集」する目的で成立し、自らの「国民」としての義務を履行しつつ、その権利擁護を主張したのであった。

しかし、「ドイツの信念の育成」をその目標の一つに掲げ、反セム主義者への論駁・法廷闘争を行ったこの組織も、その後のドイツ・ユダヤ人社会での事態の展開に悩まされることになる。それは、離教、キリスト教への改宗、異教徒間結婚（Ⅱ混合婚）⁵件数の増加などに見られる、「行き過ぎた同化」傾向であった。そのことに対するこの組織の対応では、ユダヤ人の洗札に関する記事が繰り返し機関誌で取り上げられ、反セム主義より邪悪な行為と位置づけられたり、選挙に受洗者が候補として立った場合には、たとえ対抗馬が反セム主義者であっても、そちらの側を支持するといった過激な主張さえも、一部で聞かれた。⁶

さらに、小規模ながら、シオニスト組織のドイツにおける成立と展開（一八九七—一九三八）⁷などから、巨視的に見れば、ドイツ・ユダヤ人には、単なる無批判なドイツ社会・文化への「同化」ではなく、自らのユダヤ的な部分の再評価への圧力が、第一次大戦勃発までは、その現実の影響はともかくとして、その内部で作用していたと思われる。

大戦を共に戦い、その中で参戦サボタージュの疑いから「ユダヤ人・センサス」という屈辱的な調査をプロイセン陸軍省からされながらも「城内平和」を守り通したドイツ・ユダヤ人⁸。彼らには、新たな「国民国家」であるワイマル体制下で、敗戦と帝国瓦解のスケープゴートを彼らに求める反セム主義の新たな高揚や、東欧ユダヤ人難民の増加に際し、上記の圧力を跳ね返すような動きが表面化した。それが、本稿で扱う「ドイツ民族主義ユダヤ人連合」(Verband national-deutscher Juden: 1921-1935)である。まさに「ドイツ人」であることをその信条として、反セム主義への論駁ではなく、「同化」の妨げとなるユダヤ人内部の動向への攻撃を行ったこの組織が、自らに課すると共に宣伝した「あるべきドイツ・ユダヤ人」像Ⅱ「国民」像を分析し、そこから、「同化」ユダヤ人の苦悩と、当時のドイツ社会における、「国民」に「こうあるべき」だとする無言の要請に迫る糸口を、本稿では模索する。

なお、この組織は、決してドイツ・ユダヤ人の大多数を結集した組織ではなかった。しかしこの「ユダヤ人連合」は、当時最大組織であった前述の「中央協会」から分裂する形で生じた組織であると思われる。「中央協会」プレスラウ支部メンバーで弁護士⁹の「フェルグラー」は、「ユダヤ人連合」議長となった後述のナウマンの「中央協会」からの除名要求が二一年夏以降何度か出されつつも結局取り上げられず、依然としてメンバーであり続けていると、二七年の著述で述べて

いる。¹¹⁾ また、小結をここで先取りすれば、「中央協会」が唱えた「ドイツ的信念」の涵養を、この組織がさらに先鋭的に主張したという点からも、そのことが窺える。さらに、この組織の動向が、「中央協会」にもフィードバックし、ベクトルは逆の方向ではあるが、そのイデオロギー修正へとつながっていったと思われる。これらの点からも、「ユダヤ人連合」は、「ドイツ・ユダヤ人が「あるべきドイツ・ユダヤ人」像を模索する際に、重要な役割を果たしていたのである。

「ユダヤ人連合」に関する包括的な研究は、管見の限りでは、G. J. ラインズによる七〇年代末の学位請求論文のみである。¹²⁾ それが、ワイマル期からナチ初期に成立する、ドイツ・ナショナリズムを標榜する他のユダヤ系三組織との比較に分析の重点を置いているのに対し、本稿では、彼の成果を踏まえつつ、とりわけこの組織と「中央協会」との関係から、上述の問題を考察することとしたい。

三、「ユダヤ人連合」の成立と展開

——「中央協会」とのやり取りを中心に——

一九二〇年一〇月末、後にこの組織設立の中心となり、議長を務めることになるベルリン生まれの弁護士マックス・ナウマン (Max Naumann: 1875-1939) の手になる「ドイツ民族主義的ユダヤ人に関して」と題する論説が、DVP系のケルン新聞に掲載された。¹³⁾ この中でナウマンは、「共通の歴

史的絆と宗教により結ばれた一つのユダヤ人」というシオニストの論調をきっぱりと否定し、さらに、「中央協会」らに代表される、対反セム主義ユダヤ人統一戦線形成の要求も退け、「ドイツ・ユダヤ人を、左派の「シオニスト」、「中間派」、右派の「ドイツ民族主義的ユダヤ人」の三派に分類した。¹⁴⁾ そしてまず、きっぱりと自らを「ユダヤ民族」の一員と感じるシオニストには、敬意を払いつつも、その論理的帰結として、ドイツ国内では「異邦人」として振る舞うべきこと、また、若者に影響を与えているので、「シオニズム」阻止の方向に動かねばならないことを述べている。¹⁵⁾ 「中間派」とは、彼によれば、以前からドイツ・ユダヤ人が採ってきた「同化」という方法でドイツ民族の中に身を沈めていこうとするが、抵抗に会い、消耗して身を屈めつつ忍び歩きをしている大多数のドイツ・ユダヤ人のことになる。¹⁶⁾ そういった「中間派」と一線を画す目的が、ナウマンにはあったのであろうか。ユダヤの本質の内容を、「宗教」ではなく、ずっと続いてきた「系統」(Stamm, Abstammung)¹⁷⁾ とし、自らにもその存在を認めつつも、「中間派」とは異なり、自らの心を占有する至上の感情、つまりドイツ的なものへの盲目的な愛情によって、ドイツ的以外にはどのようなものにも感じず、また考えられないのが、彼の言う「ドイツ民族主義的ユダヤ人」(National-deutsche Juden) となる。

この感情の裏返しだが、ナウマンの「東欧ユダヤ人」観にはつきりと現れてくる。¹⁸⁾ 彼は言う。「ドイツ民族主義的ユダヤ

人にとって東欧ユダヤ人は、感情的にも、精神的にも、そして肉体的にも、全くの異邦人である」と。よって彼らが東欧で迫害されていることを聞けば、同情は感じるが、その感情は、アメリカの黒人迫害などに対して抱くものと同じで、ユダヤ人であることから生じるものではない。そして彼は続ける。大戦開戦で東部国境がうやむやになり、東欧ユダヤ人だけではなく、多くの人々がドイツへと流入してきた。彼らのほとんどがナウマンによれば、「ツアーリズム下の圧政の中で培われた、ドイツ精神とは異なる、半ばアジアの道德観」を有しており、戦争と革命を経てあまりにも病んだ「ドイツは、ユダヤ系であろうと、スラブ系であろうと、その東からの危険なゲストに庇護権をあたえることはできない」と。「ドイツ民族主義的ユダヤ人は、あまりにドイツ人であるが故に、このユダヤ人のために例外的な取り扱いを要求することはできない。東欧ユダヤ人問題は、ユダヤ人の問題ではなく、ドイツの、ドイツ人の問題である。ユダヤ人を形造るものは信仰ではなく系統であるという認識から、我々は出発する。ユダヤ人としての系統と、ドイツ人としての感情 (Gefühl) が、ドイツ民族主義的ユダヤ人を形造る」と。最後に彼は、この論説発表の目的を、理性ある非ユダヤ人と「中間派」を揺さぶって、はっきりとした態度を選択させることであると説明している。

翌二一年三月二〇日、ナウマンは、彼に共鳴する人々と共に、ベルリンで「ドイツ民族主義ユダヤ人連合」の設立を表

明した。²⁰同年五月、この「ユダヤ人連合」は、「ドイツ・ユダヤ人にとっての緊急の諸問題」と題して、この組織の立場を明確にしている。それによれば、「ドイツ民族主義的ユダヤ人」という概念の定義は、ナウマンの論説と同じく、専らドイツ的観点から見解や行動を決め、ドイツ的に考えることとして、同志を集め、他の系統のドイツ人との合意のための言葉をまずこちらから発し、「ユダヤ人」という言葉がでるところでは、すぐに反セム主義だと邪推することなく、個々のユダヤ人の行動を批判的に判断できるように、メンバーや、とりわけ若者を育成することを挙げている。²¹この組織の闘争対象としては、「ドイツ民族至上主義」(deutschvölkisch)と不遜にも自称しているが、誤った前提から誤った結論を引き出してドイツ民族には有害な運動や、民族文化の境界を越える連帯という誤った見解に基づいて支持される政治的国際主義、そして、特殊ユダヤ的と見なされてドイツ・ユダヤ人全体に重荷を負わせる「破壊・否定の精神」などが挙げられている。支持政党に関しては、メンバー個々の良心の問題としつつも、ただドイツ的観点のみがその政策を決定するものを支持すると述べている。ユダヤの本質の本身としては「系統」とするが、「それが常に我々の行動や見解を規定するに違いないとする理解」は拒否する。²²よって、「ユダヤ人統一戦線に組み込まれること」も拒否する。また、宗教に関してどうい個人立場を採るかも、

良心の問題と考へ、メンバーには、「たとえユダヤ教礼拝共同体 (Kultusgemeinde) にもはや属していなくても、離教してないユダヤ系ドイツ人」ならば迎え入れられるとしている。²⁴ シオニストに関しては、「国外移住するか、または外国人が主張できるだけの権利に甘んじる」だけの勇氣を持ち、一貫していれば、その見解に敬意を払うと述べ、彼らシオニストの考え方がユダヤ人に標準であると見なす試みと断固として戦うことが宣言されている。それは、そういうことを広めることが「ドイツ民族至上主義」と称する反セム主義を助長するからである。東欧ユダヤ人問題に関しても、ナウマンの論説と同じく、「ほとんど、ないし全く価値を生み出さない流入者がこれ以上わが国にあふれないよう」、彼らの更なる流入を黙認せず、同情からこの「ドイツにとつての問題」で妥協してはいけないと述べられている。²⁵

最後に、前述の「中央協会」との関係に関しては、両者のメンバー資質が一致しようとして、「中央協会」の存在を、一応肯定的に評価する。しかし、「断固としたドイツ的信念の育成」という「中央協会」の綱領規定とそのメンバーの見解との間に矛盾があるとして、批判が展開されている。つまり、この組織には、シオニストや多くの「中間派」が属しているの、東欧ユダヤ人問題といった緊急の課題において、これまで一度も、「断固として、純粹にドイツ的な利害」が代弁されなかった、というわけである。ここに、新たな組織設立の存在理由を認めているのであろうか。終わりに、次の

ように締めくくられている。「我々は、中央協会と共に、そしてその能力を超えて、ユダヤ人ではなく、ドイツ人の統一戦線形成を目標とし、それ故、ドイツ的な思想・感情の世界以外には、またドイツ民族性の中以外には、安息を見いだし得ないようなユダヤ系ドイツ人のみの統合のため努力する。我々は、生まれがたまたまそうであったり、市民権授与という法的行為によつて偶然そうなったというだけでなく、止むに止まれぬ感情からもドイツ人である人々の結集を必要としている。つまり、ドイツ民族主義的なユダヤ人の連盟を必要としているのである。」²⁶

こういったナウマンら「ユダヤ人連合」の主張に対して、ドイツ・ユダヤ人の多数派、とりわけ「中央協会」の側は、どう対応ないし反論したのであろうか。「中央協会」の機関誌(月刊)『ドイツ帝国にて』は、二〇年一二月号でナウマンの論説を取り上げ、それが、上述のレーベンフェルトら以降の「中央協会」における主張の焼き直しにすぎないとし、東欧ユダヤ人に関する彼の理解を、反セム主義者にあまりに日和つたものとして、以下のように批判している。「ドイツ人たることを告白することがユダヤ人としての系統への感情を否定することにはならないという正当な発言をする者に、最も危機に喘いでいるユダヤ人に関して、それほどの拒絶的な判断を期待すべきではなからう。我々は、ドイツ人として、時々、「彼らの」流入について確かにいい気持ちははしなくとも、ユダヤ人として、これらの苦しんでいる人々に対し

て暖かい気持ちを持たねばならないことを忘れてはならない。」²⁷⁾

また、翌年一月号では、ナウマンの反論が掲載され、それへの再反論が添付されている。ナウマンの反論は、「中央協会」が求める「ユダヤ人統一戦線」の形成が、ユダヤ人に區別を付けない狂信的暴徒らによって一様に身の危険に晒される状況にでもならなければ不可能であること、そして、「ドイツの本質とユダヤの本質が自分たちの中で一つの感情や意識にまで溶け合っている」という「中央協会」の主張が自分たちにも当てはまることを認めた上で、にもかかわらず、前者すなわちドイツの感情が、ユダヤ的系統意識よりはるかに優勢であることから、東欧ユダヤ人問題で最も重要となる点が祖国ドイツの繁栄となること、以上二点であった。²⁸⁾

「中央協会」側の再反論は、かなり苦しい。筆を執った「ナーターン（二八五七—一九二七）」は、この論争が実り多いとは思えない、と冒頭で述べている。ほぼ同じ基盤に立ちながらも、強調する部分の違いが両者を隔てているように、筆者（長田）にも思われる。それでもナーターンは、少々言い訳がましいが、すでにドイツ東部国境が閉鎖されていることと、「中央協会」もこの措置に対して政府に全く異議申し立てをしてこなかったことをナウマンは知っていないように見える、と切り返している。²⁹⁾ それをわきまえていれば、「中央協会」への批判など生まれてこないはず、というのであろう。ただし、国境閉鎖以前に、ドイツに合法的に移住してきた人

々や、大戦中、ヒンデンブルクやルーデンドルフによってドイツを救うため労働力として強制的に連れてこられた東欧ユダヤ人への対応に関しては、彼は、ナウマンらとはつきり一線を画している。彼は言う。「すでにここドイツにいる東欧ユダヤ人を追い出せ！と勧めることは、反セム主義的な観点からすれば、たいそう愛国主義的に響くだろう。そして、そういういった主張は、政治的には、全く近視眼的なものではない。ドイツは、自国を守るため、今、世界中の礼節をわきまえた人々の共感だけが頼りなのである。保護されない彼らを追放しろという反セム主義的な粗暴さは、ドイツへの共感を決して高めはしないだろう」と。

しかし、二二年四月一〇日の「中央協会」幹部会会議での結論を見れば、この時点で「中央協会」側が、「ユダヤ人連合」に対して、かなり態度を硬化させていたことが判る。はつきりと、「ナウマンの組織に加入しないよう、ドイツ・ユダヤ人に警告」する決議を出しているからである。³⁰⁾ この態度硬化を「中央協会」にもたらせたのは、一つには、「中央協会」理念とそのメンバーの見解には開きがあるという主張への憤りと、もう一つには、こちらの方が重要であるが、ナウマンらの提示した「ユダヤ教からの離反をどう捉えるか」に関する態度だったようである。五月の時点で「メンバー規定では、上記の通り修正がなされてはいたが、この時点で「ユダヤ人連合」は、「ユダヤ教でない宗教団体に入信していなければ」、離教者でもメンバーに加えてもよいと考え、そう

表明していたようである。³²この状況は後で扱うとして、「中央協会」の反論に目を向けてみよう。

この組織の法律顧問で、イデオログでもある「J・ホレンダー」(一八七七—一九三六)は、次のように述べている。つまり、ナウマンらとの根本的な相違点は、「中央協会が、国外ユダヤ人と、系統だけではなく、信仰という結びつきでつながっていると考ええる点である。…宗教という意味でのユダヤの本質の内容を簡単に否定してしまうことは、我々には、不可能である。我々は、まずその宗教によって、そして次にその系統によって、ユダヤ人である。その結果、我々は、ユダヤ教からの離反を、決定的な打撃と感ずる。よって、「キリスト教徒になるための」洗礼を受けていなければ、たとえユダヤ教を棄てた者も歓迎するというこの新しい組織の原則を、我々は憤激と共に拒否する」と。「中央協会」にとって離教者は、「最も敵しい生きるための闘いの時に、自分自身の共同体に背を向け、もはやユダヤ人と自称するつもりも、そう呼ばせるつもりもない」「最も非難されるべき」人々だからである。³⁴また彼は、「中央協会が、ドイツでは自らを異邦人としか感じないラディカルなユダヤ・ナシヨナリズムと、ドイツの感情については譲ることなく、国民としての義務を忠実に果たしつつも、公的・法的に保障された郷土をパレスチナに築こうという目的のシオニズムとを、常に区別してきた」と言う。³⁵よって、組織の中にシオニストがいるとしても後者のような存在であって、「我々は、真面目に我々の

意図する意味で活動しようとする者を突きつけることはできない」と。

さらに、「中央協会」にとって東欧ユダヤ人問題は、「ドイツの、ユダヤの、そして人類の問題である」。³⁶ドイツの問題という意味で、「中央協会は、国境封鎖には反対しなかった。尤も、その際すべての外国人が等しく扱われる」という条件付きではあるが。またユダヤの問題という点では、「東欧ユダヤ人は、迫害の犠牲者以外の何者でもない。」よって、彼らが「全くの異邦人」であるとするとナウマンらの主張は、「決して容認されるものではない」と。最後にホレンダーは、次のように述べる。「我々の思想や感情の中で、ドイツ的なものとユダヤ的なもののどちらを優先すべきだと言うのか?…父と母のどちらが先に死ねばより良いか、子供は決めなければならぬ」と言うのか?もし『ドイツ民族主義的ユダヤ人』が、ユダヤ的なものが我々の存在の根源の一つであることを否定するのなら、彼らは、…ユダヤ人であるので良きドイツ人とはなり得ないという、我々の敵の論拠に従っていることになる」と。³⁷そして終わりに、敵の側はナウマンらをどう見ているのかに関して、数名の見解が転載されている。それによれば、ある反セム主義者は、彼らからの「予期せざる支持」に言及し、またある者は、ナウマンらのようなユダヤ的陰謀には我らドイツ人は騙されないと述べている。結局、反セム主義者の側から尊敬されたり愛されることはなく、密告者的な存在で終わってしまうという評価である。³⁸

こういった批判を受けてか、「ユダヤ人連合」は、翌一日に集会で規約に関して討議を行い、それを受けた作業委員会は、四月二六日に規約改正を行って、離教者をメンバーに迎えないことを規定した。設立当初なぜ彼らをメンバーに迎え入れていたかに関して、ナウマンは、次のように述べている。

自分たちは、「ドイツ国民としての諸義務を果たし、それと並んで反セム主義と闘う」というやり方では「真にドイツ的感情を持つユダヤ人」には不十分であると考える。それでは、非ユダヤ系のドイツ人から日々離れていくことにはかならない。ユダヤ人問題唯一の解決方法は、「純ドイツ的感情を持つユダヤ人がどれほど多くいるのかを、そして、これらドイツ民族主義的なユダヤ人が純朴な労働者として、祖国ドイツの再生にどれほど真面目に、断固として関わる準備があるのかを、反セム主義者の偏見や扇動の影響下にある多くの非ユダヤ人に対してはつきりさせること」である。よって、まだ自身の反セム主義を考え直す可能性のある非ユダヤ人同胞との合意を形成しうる組織の設立が、「当初の我々の連合形成の現実的な目標」であった。そして彼らを含め、一般に反セム主義者にとってユダヤ人問題は、宗教の問題ではなく、「系統」の、ないし「人種」の問題と捉えられている。だから彼らには、「ユダヤ系の人物が、ユダヤ教徒、キリスト教徒、離教者のどれとして公に登録されているようにどうでもよいのである。彼にとってユダヤ人は、結局、ユダヤ人のまま

なのである。」「ユダヤの本質に関するこの理解が正しいかどうかは、この際問題ではない。重要なのは、この見解が、実際、非ユダヤ人の間で支配的だということである。」⁴⁰

さらにナウマンは、次のように続ける。共に攻撃されていないことから、手を携えて闘わねばならないということも分からないではない。よって「もし、ドイツにおいて《ユダヤ人》全体に対するポグロムが引き起こされる場合には、受洗者や離教者を、共闘者 (Kampf-genossen) として受け入れざるを得ない。」ただそこで、「共通の危機に際して場合場合で協力するだけの共闘者と、常に協力する同僚 (Arbeits-genossen) との違い」が、重要となる。「たとえ非ユダヤ人には同じユダヤ人と映るとしても、受洗者を同僚に迎え入れるのが問題外なのは、自明のことである。」それは、「受洗者に対しては、ユダヤ人の多くが嫌悪感を持っている」ことと、彼らの「改宗への契機が大抵、「内的確信ではなく」物質的利害追求」であることで理由づけられる。そしてナウマンは、自分たちの間で「問題となり、激しく何度も議論されたのが、いわゆる離教者の加入を認めるか否か」であったと言う。つまり受洗者と異なり、加入を認めてもよい離教者がいるのではないか、が争点であろう。そういった存在として彼が挙げているのは、「ユダヤ人としての祖先からの系統を卑劣にも否定するつもりからではないが、自身の世界観をもちやユダヤ教徒ということで表現できないので、良心の問題で宗教を棄てた人々」、つまり特に「社会主義者」であった。「ナシヨ

ナルな感情を持つ「社会主義者」(nationalempfindende Sozialisten)の加入を可能にしておきたいという願望から、現実の適用は希だとしても、離教者加入を原則として排除しないという決定に至った、というのが彼の説明であった。

しかし、四月一日の集会での議論から、離教者への反感が、自分たちが予想した以上に強力であることをナウマンは理解した、というのである。その強力な反感の理由として彼は、「ユダヤ人」という言葉の本身に宗教と系統という要素が混合したままであることを挙げ、それは、両要素が民族的一体を成していた過去の時代の余韻であると解釈する。いずれにしても、そのことの重みを十分自覚も尊重もしていなかったことをナウマンは認め、結局、二六日に規約改正に至った、と彼は説明している。⁴²

四、「系統」概念をめぐるの両者の展開

以上のやり取りから、自身のユダヤ人としてのアイデンティティを規定するユダヤ的本質の中身を、単に「系統」とするか、それとも「宗教」と「系統」とするか、という大きな枠組みでの両者の対立が、まず見て取れる。ただこの点では、「ユダヤ人連合」が、形式的にはそのメンバー規定を「ユダヤ教礼拝共同体にもはや属していなくても、離教していないユダヤ系ドイツ人」⁴³と改め、ドイツ・ユダヤ人多数派の側に少し歩み寄ったことが、第三章での展開からわかる。

しかし、両者ともに挙げている「系統」という要素の中身については如何であるか。「中央協会」も、ユダヤ的本質の内容として宗教と「系統」を挙げているが、彼らによる「系統」とナウマンらのそれとは、「東欧ユダヤ人」を前にした際明確なように、かなり異なっているように思われる。

たとえば「中央協会」副議長のフックス(一八五六一九二三)は、一九一七年に次のように述べている。「私にとってドイツ的なものとユダヤ的なものの総合とは、以下のようになる。私は、国民(Nation)ということドイツ人であり、宗教と系統ということユダヤ人である。プロイセンへの帰属、シュレージエンの故郷、両親の商人としての家庭、アカデミックで法的な弁護士活動が、私にある一定の特性を刻み込んできたように、ユダヤ人としての両親の家庭や、そこで育てられ、その後も住んでいるユダヤ的な環境もまた、私に独特のものを与えてきた。しかしこの種の系統の刻印は、国民的という関係で、ドイツ・キリスト教徒と私との間に差異を与えるものではなく、「ドイツ」民族(Volk)というジャンルへの所属を妨げるものでもない。…私は弁護士として、社会的、精神的に、自分が、ユダヤ教徒の商人や職人よりもキリスト教徒の弁護士により近いと感じる。ここ祖国においては、我々は、自分たちに共通な特性より、自分たちを分けるものを意識するものである。だがもし私が、かなりの人々と異郷の荒野へ追いやられれば、ユダヤ教徒であろうとキリスト教徒であろうと、まずドイツ人に、私は近づこうとする

であろう。⁴⁴

ここでフックスの言う「系統」とは、ユダヤ人としての社会的・歴史的背景と文化的遺産という積極的な絆と考える。ただし大戦下でシオニストとの関係を明確にしようという意図のもとで執筆されたという経緯から、ここでも、従来通り、その絆よりも、ドイツ人としての立場の方が、まだより上位に置かれている。

しかし、その後の「中央協会」の展開を見れば、ナウマンらユダヤ人内部からの批判を一つの契機として、ユダヤ的信念の涵養こそが今や必要だ、といった見解が、ワイマル期には見られるようになる。この組織の青年層メンバーから、二八年の総会に向けた答申『将来の中央協会』⁴⁵として、以下のようなことが提起されてくるのである。そこではまず、青年運動を卒業し、政治活動の場が与えられるまでの空白期間に在る二五〜三五才の青年層に、「中央協会」の将来を担う存在になるための育成の場が与えられることで、組織自体の世代交代・若返りをする必要が述べられる。⁴⁶その際、彼ら青年層は、自身の存在の二本柱であるドイツ的なものとユダヤ的なものに関して、どう考えていたのであるうか。

まず前者について、彼らはナウマンらを意識してか、次のように述べている。「よく観察してみると、必要ないところでも、…自分の中のドイツ的なものを意識的に、必要以上に強調する輩が、我々の間に多く出てきている。…少し過敏かもしれないが、この強調に、周囲に完全には受け入れられて

いないことへの、意識的、ないし、無意識な不安が見取れるようだ。…しかし我々は、多色刷りの絵模様をなす我ら「ドイツ」民族の一つの色として、我ら固有の特性を意識して初めて、その中での存在資格を主張できると思うのである。…意識的なドイツ主義ではなく、無意識のそれが大切なのである。…ドイツ的な信念 (Deutsche Gesinnung) は、他人からそれを剥奪することでは、決して強調されはしない。確かに「組織の目標の一つである」《ドイツ的信念の迷うことなき育成》が重要なのであるが、それは、⁴⁷自らが生きていく中で、自然に自身の内になされるものである」と。よって彼らにとってドイツ的なものは、「中央協会」で活動する際の自然な基礎を成して、すでに存在していることになる。

そして後者に関して、彼らは次のような主張を展開する。つまり、「中央協会」には上述の基礎の上に、「今や、自分たちのユダヤ的な部分を迷うことなく育成することが、活動要求として求められている」と。「ドイツ文化圏に限りなく組み込まれた」自分たちには、それが義務であるとまで述べられている。⁴⁸その訳は、ナウマンらのような主張を否定し、シオニズムを克服した上でなお彼らが「ドイツ・ユダヤ人、ないしユダヤ系ドイツ人のままでいようとするのであれば、自分のユダヤ的な部分への関係を、ドイツ的な部分へのそれと同じ程度に補強し、深めていかねばならない」⁴⁹からである。彼らには、「なぜ自分は「ドイツにおいて」ユダヤ人であり、またそうあり続けるのか?」という問題が、大きくのしかか

っていたのであろう。そして、この問いに答えるためには、それら両者の総合の模索が、やはり重要となる。そのため彼らが提唱するのは、むしろユダヤ的な信念の共同体であるという自覚に支えられた、反セム主義に対する自衛活動であった。⁵⁰

こういった答申を受けてか、前述のホレンダーは、二八年二月一三日、「中央協会」総会での「組織の歩むべき方向」に関する議事に際して、「自衛組織か、信念の組織か？」と題して、講演を行っている。⁵¹その主旨は、組織が、単に全ての反ユダヤ的な事柄や、ユダヤ人への攻撃に対して対抗するだけの、いわゆる自衛組織に甘んじるのではなく、一定の世界観的な基礎に基づいて闘争し、ユダヤ人が他のドイツ人と、政治的、経済的、そして社会的に同じ権利を持ち、同じく尊重されるよう努力するという、より包括的・積極的な存在たるべきことの指摘であった。よって重要なのは、「真のユダヤ精神と良きドイツ民族性の統合」を、これからも「中央協会」が目指していくこととなる。それを彼は、九つのテーゼにまとめた。⁵²審議結果、それらは一部修正の上、採択された。ここにそれら全てを訳出するのは、紙幅の都合上、断念せざるを得ないが、組織設立の契機を与えた前述のレーベンフェルトの六テーゼとも比較して新たな点に関しては、指摘しておきたい。

その①④までは、「ドイツ的信念の育成」を唱え、それが自身の内から必然的に生じることが述べられている。新し

いのは以下の点である。⑤で、ドイツ的なものとユダヤ的なものの相互関係の調和的な発展への努力の意志が述べられ、⑥では、両要素保持の強調こそが、道徳的要請であり、政治活動を行う際の必然であるとし、暗にナウマンらやシオニストが批判されている。⑦では、自衛活動が組織の活動の一部にすぎないことと、相手の無知から来る偏見を克服するためには、ユダヤ人の側が、両要素の価値とその分かちがたい結びつきを自覚して、「無味乾燥な同化」を拒否し、ユダヤ的部分を継承・発展させる必要があると述べられる。⑧では、ドイツ民族性とユダヤ教信仰がもたらす諸義務の認識の必要性と、またその認識により、両要素の完全な調和の確立ユダヤ人の位置の安定化をはかるといふ使命とが、提起される。最後に⑨では、こういった目標に至るための活動の絶対的前提として、ユダヤ的なものへの知識の深化、その中の価値のあるものの保持・強化のための努力の必要性が、挙げられている。以上、明確に、「中央協会」の活動のベクトルは、青年層メンバーらの答申も踏まえて、ユダヤ的要素の保持・強化と、それとドイツ的要素との総合の追求へと、方向転換をはかろうとしているのがわかる。まさにユダヤ人としての「系統」の、積極的な意味での深化が、追求されることになる。それに対して、同じ「系統」という言葉を口にする際、ナウマンには、こういった積極的な意味での「ユダヤ的絆」をそこに感じられないのである。例えば彼は、二一年から二二年にかけての著述において、次のように述べている。「系統

とは一つの運命であり、それ以外のものではない。それは、獲得されるものでも、失われるものでもなく、肉体的・精神的な素質の、せいぜい外観に方向を与えるにすぎないもの、そして、国民感情 (Nationalgefühl) にとっては、…それを包む外皮にすぎないものである」と。そして彼は、この「国民感情」を非常に重視してこう述べる。「人と人とを結びつける力があるものは、人生で最も価値のあるものに関する、理解及び感情の完全な一致である。人にとって最も価値のあるものは、祖国である。…「よって」国民感情こそが、系統の相違という深い溝を橋渡しするものである」と。ここに見られるように、彼の言う「系統」とは、せいぜい過去においてそうであったにすぎないもの、自分で選択することは不可能だが、もはや内実のない外皮であって、自身の本質とは、いわば無関係に近い存在のようである。だからこそ、前述のように、これが「常に我々の行動や見解を規定するに違いないという理解」を、彼はきっぱりと否定したのであった。

「中央協会」の側も、筆者と同じような評価を下している。この組織のバーデン州連合議長でカールスルーエの弁護士、「マルクスは、二五年に「ユダヤ人連合」を批判してこう述べている。「我々は、自分のユダヤ的な部分の価値を引き下げることによって、自分のドイツ的な部分が全く重要であるかのように見せる必然性を全く感じない。ナウマンらの連合の理念にとって、ユダヤ的なものは、道徳的な内容も、精神的な意味での現代的な価値もない抽象概念にすぎない」

と。

ナウマンらにおける「系統」の内実のなさは、さらに次のような諸々の点にも現れる。例えばシオニズムに関しては、彼は、それがもはやヘルツル流の政治的シオニズムではなく、「ユダヤ民族思想を大衆に広め、ユダヤ民族としての生活を世界離散の中でも強め、保つこと」を目標としていると理解し、ドイツの内的なまとまりを阻害するものとして弾劾する。また、彼にとってパレスチナは、単に委任統治を任された「イギリスのコロニー」にすぎず、それを支援するのは、利敵行為に他ならなくなる。次に、彼の宗教観に目を向けてみよう。彼は、キリスト教への「改宗」の意味したものを、次のように述べている。それは「中間派にとっては、より好ましい生活条件への移行だが、ドイツ民族主義的ユダヤ人にとっては、まずもってドイツ的なものへの移行 (Übertritt zum Deutschtum) を意味した。」しかしワイマル期には、それなしでも官吏を含めた社会の様々な領域への進出が可能となったので、「受洗は意味を失った。…本当のドイツ民族主義的なユダヤ人ならば、信仰を偽る必要はない」と。また、「ユダヤ人連合」の機関誌には、安息日やクリスマスに関して、次のような記事が掲載されている。「日曜に安息日を」と題したそれは、「子供が学校に行っても、安息日には何も書かない」という逃げ道が、ユダヤ教徒の子弟たちを特異な存在と周囲に印象づけ、マイナスに作用していることなどを指摘し、イスラム暦を二日ずらしてキリスト教に合わせたトルコ

の例が引かれ、次のように言う。「ユダヤ暦をトルコの例に従って変えることにより、平日であったユダヤ教の祭日をキリスト教の日曜日に合わせる。…完全なドイツ化の意志が本当にあるのなら、これは可能であるし、そうでなければならぬ。」⁵⁸ また「ドイツ的クリスマス」と題したそれは、第一次大戦中、戦場でドイツ人兵士として、キリスト教徒の戦友と共に、まさにそれまでになく一体感を感じながら祖国を想い、祝ったクリスマスのことが述べられ、「その刹那において、キリスト教徒と共にキリスト教の祭りを祝うのを、非ユダヤ的だと感じたものは、自分たちの中には誰もいなかった」ことが紹介されている。⁵⁹ まさに、信仰や系統の違いを超越する「ドイツ国民感情」の至上性が、ナウマンやその組織を貫いていたことが窺えよう。ここには、ユダヤ系であることに積極的な意味づけを与える余地は、皆無に近い。

ナチ政権下においても、ドイツ人の観点で行動するという、彼ら「ユダヤ人連合」の態度に変化はない。三三年四月のナチ政権による全ドイツ規模でのユダヤ人商店その他のポイコットに見られる、政権の側からの迫害を経験した後にも、この組織は、以下のように表明している。「…ドイツのために、自分たちの未来でもあるドイツの未来のために、我々ドイツ的感情を持つユダヤ人は、今日、自ら、ポイコットの日のことを、ユダヤ系の大学教員の解雇を、…その他全てを忘れなければならぬ。…我々も、ドイツの怒りを理解し、たとえ今日それが我々に向けられていようと、その怒りは、我々の

それでもあるのだから。我々は、国家的恥辱の一四年間に目覚めてきたこのドイツの怒りを、この期間の「ドイツに対する」あらゆる不正や不当な干渉から生まれたこの怒りを、常に感じてきた。」そして彼らは、ドイツ・ユダヤ人に向かつて次のように訴えている。「我々は、アリア系のドイツ人が、再び…ユダヤ系のドイツ人に手を差し伸べる日がそう遠くはないと信じている。戦場と塹壕での古き戦友意識がよみがえる日が…。」⁶⁰

それを信じた彼らが採った道は、一言で言えば、「他のユダヤ人との非同質化」⁶¹であった。「中央協会」やシオニスト、その他の大部分のドイツ・ユダヤ系組織が「ドイツ・ユダヤ人全国代表部」に集まるのを、「異邦ユダヤ人代表部」と見なし、自分たち「ドイツ的ユダヤ人」との、「感情や精神の、それどころか肉体の領域にまで及ぶ違い」を強調している。彼らは言う。「ドイツ的ユダヤ人は、異邦ユダヤ人と同じように扱われてはいけぬ。異邦ユダヤ人は、外国人法の下にあり、無国籍者に位置する。…ドイツ的ユダヤ人に関しては、アリアと認められたドイツ人と同じ位置に置かれるべきである」と。この「非同質化」は、ナウマン自身がかつて述べた、一様になされる攻撃に対する防御のためのユダヤ人統一戦線形成の可能性を否定するものとなる。しかしこれは、三五年までは、まだ、例えば三三年四月七日の最初の反ユダヤ立法たる「専門職公務員再建法」にも見られるように、ユダヤ人の公務員からの排除に際して、祖国への功績によって例

外規定が導入されていたこと⁶⁵。つまり、こういったナチ政権によるユダヤ人区分の可能性に、彼らが賭けていたことを物語っているのである。

しかし、その望みが叶えられることはなかった。三五年五月二一日の国防法は、徴兵資格に「アリア人条項」を設け、ユダヤ人を軍役不適格な二級市民に貶め、そして同年九月一五日の「ニュルンベルク法」の第一次施行令（十一月一四日）によって、最終的に、祖父母の代に三人以上ユダヤ教徒がいる者を入種としてのユダヤ人とする規定が導入された。ゲシユタポにより「ユダヤ人連合」に解散命令が出たのは、それから六日後（十一月二〇日）のことであった⁶⁶。

五、結 び

最後にここで、ナウマンらのイデオロギーを整理して、結びに代えたい。彼らが、おそらく担っていたであろう課題は、「人種理論も含めて、ユダヤ的要素を否定的に見る見解がある程度支配的であった当時のドイツ社会において、ドイツ・ユダヤ人をどう、より積極的に位置づけ、同等の『国民』とするか」であったと言えよう。それに対して彼らは、自身のユダヤ的部分を出来るだけ矮小化し、それを補って余りあるほどもう一つのドイツ的部分を拡大強調することで、全体のバランスをとろうとした。後者の拡大強調は、例えば、単にドイツ国籍を有する「国民」では不十分で、「共通の文化、

言語、慣習によって有機的にまとめられた成員が属する、最高の共同体」、つまり、ドイツ民族の一員であらねばならないといった主張や、⁶⁴上述のナチ政権下での主張にも現れている。確かにこういった主張が、ドイツ・ユダヤ人全体に百パーセント受け入れられることはなかったにしても、幾分か「真実味」で「中央協会」を揺さぶった背景には、実際的なドイツ文化・社会への「同化」が、ドイツ・ユダヤ人の多くに進んでいたことがある⁶⁵。だからこそ、自分たちと他のドイツ・ユダヤ人を分けるポイントを、ナウマンらは、ドイツ的感情やドイツ人たる意志という精神性の強度の差でしか表現できず、その具体的発露が、「同化し得ないユダヤ人の排除」という裏返し⁶⁶の表現形態を取ることになったのである。

以上のようなナウマンの主張や「ユダヤ人連合」の成立と展開は、まさにワイマル期のドイツの状況を物語っているのかもしれない。一方で、ユダヤ人に対する公職や学界における高い地位からの排除の実質的終了に見られるような、彼らの行動の自由と文化的影響力の増大があり、他方、同時に、ユダヤ・アイデンティティ存続の危機というユダヤ人内部の問題や、人種主義的反セム主義の活性化という状況が、そこには併存していた⁶⁶。一九世紀末求められ続けてきたユダヤ人の実質的解放が、いままさに達成されんかという状況下で、自らのドイツ・アイデンティティをも揺さぶる存在としての「東欧ユダヤ人」の流入、それを問題として煽る形の反セム主義の活性化。これらに直面したドイツ・ユダヤ人の一部の、

焦りにも似た「ドイツ人としての自己主張」が直接的な形を取ったのが、この「ユダヤ人連合」だったと理解しても誤りではなからう。

さらに、これは全く実を結ばなかったものではあるが、ユダヤ人ではなく、「ドイツ人の統一戦線」形成を目指す、という「ユダヤ人連合」結成の目標には、混沌としたワイマルの分裂状況に代わるドイツ「民族共同体」の希求という、当時のドイツ社会の無言の要請が、映し出されていたのかもしれない。実際ナウマンは、「ドイツの将来に関して」と題した二四年の論説で、「抽んでた才能がなくとも、『ドイツ』民族・共同体建設の意志のあるがっしりとした労働者」で十分であるが、そういったドイツ的感情を持つユダヤ人を獲得できるように努力することの重要性を述べている。^(註) 敗戦・帝制瓦解、革命と反革命、共和国という新たな「国民国家」の成立、フランスのルール占領、国内のハイパー・インフレーションなどといった、一九二三年までのドイツが抱えた未曾有の「国民的・国際的危機」の深刻さという時代背景があって初めて、この「ユダヤ人連合」結成と、彼らによるあるべき「ドイツ・ユダヤ人」像の表明というドイツ・ユダヤ人内での動きは、説明し、また、理解し得るのかもしれない。

註(一) これに関しては、以下を参照。Klaus J. Hermann, „Weltanschauliche Aspekte der Jüdische Reformgemeinde zu Berlin“, in:

Emuna 9 (1974), S. 83-92.

- (2) 拙稿「ドイツ第二帝制期の反セム主義に対するユダヤ人の対応」『西洋史学報』(広島大) 一三、(一九八七)、四二―六四頁。
- (3) [R. Löwenfeld], *Schutzjuden oder Staatsbürger?*, Berlin 1893, S. 18-19.
- (4) これが、組織綱領第一条である。Paul Rieger, *Ein Viertel-jahrhundert im Kampf um das Recht und die Zukunft der deutschen Juden*, Berlin 1918, S. 20.
- (5) 拙稿、五六―六二頁。また、同化に関しては、拙稿、「ドイツ・ユダヤ人の『同化』とその影響」『地域文化研究』一九、(一九九三)、三三―六二頁。
- (6) *Im deutschen Reich. Zeitschrift des Centralvereins deutscher Staatsbürger jüdischen Glaubens*, [以下、IDRと略記] Berlin 1909, Nr. 3/4, S. 209.
- (7) 拙稿「『ドイツシオニスト連合』の成立」『史学研究』一八四、(一九八九)、三九―六一頁。
- (8) 拙稿「第一次世界大戦期のドイツ・ユダヤ人の対応」『地域文化研究』一七、(一九九二)、九一―一二〇頁。
- (9) この点に関しては、野村氏の研究を参照されたい。野村真理『西欧とユダヤのはざま』南窓社、(一九九二)、一五七―一七二頁。
- (10) ワイマル期を通じて、せいぜい三五〇〇名程度が、メンバーと見積もられる。(註(12)の学位論文の二三一頁。) それに対して「中央協会」は、団体会員も含めて、ドイツ・ユダヤ人の過半数以上を組織していた。

- (11) Luwig Foerder, *Die Stellung des Centralvereins zu den innerjüdischen Fragen in den Jahren 1919-1926*, [Breslau 1927], S. 18.
- (12) Carl Jeffrey Rheins, *Germun Jewish Patriotism 1918-1935: A Study of the Attitudes and Actions of the Reichsbund jüdischer Frontsoldaten, the Verband Nationaldeutscher Juden, the Schwarzaz Fühlein, and the Deutscher Vortrupf, Gefolgschaft deutscher Juden*, Ph. D., State Univ. of New York at Stony Brook, 1978.
- 「ユダヤ人の文化」をめぐっての「ドイツ」の「ユダヤ人」に対する議論、in: *Leo Baeck Institute Year Book* [ユダヤ人研究] 25 (1980), S. 243-268.
- (13) Ebenda, S. 243. 「ユダヤ人の文化」をめぐっての「ユダヤ人」に対する議論、in: *Leo Baeck Institute Year Book* [ユダヤ人研究] 25 (1980), S. 243-268.
- (14) Ebenda, S. 8.
- (15) Ebenda, S. 18-20.
- (16) Ebenda, S. 12-15.
- (17) Ebenda, S. 15, 22.
- (18) Ebenda, S. S.20-22.
- (19) Ebenda, S. 22.
- (20) Rheins, *Patriotism*, S. 61, Verband, S. 245.
- (21) Verband nationaldeutscher Juden, *Brennende Fragen für den deutschen Juden*, o. O., (Mai 1921).
- (22) Ebenda, S. 1-2.
- (23) Ebenda, S. 2.
- (24) Ebenda, S. 3.
- (25) Ebenda.
- (26) Ebenda, S. 3-4.
- (27) IDR, 1920, Nr. 12, S. 373-377.
- (28) Ebenda, 1921, Nr. 1, S. 26-30.
- (29) Ebenda, S. 30-31.
- (30) Ebenda, S. 31-32. 「ユダヤ人の文化」をめぐっての「ユダヤ人」に対する議論、in: *Leo Baeck Institute Year Book* [ユダヤ人研究] 25 (1980), S. 243-268.
- (31) Ebenda, 1921, Nr. 4, S. 112.
- (32) Ebenda, S. 111.
- (33) 「ユダヤ人の文化」をめぐっての「ユダヤ人」に対する議論、in: *Leo Baeck Institute Year Book* [ユダヤ人研究] 25 (1980), S. 243-268.
- (34) IDR, 1921, Nr. 4, S. 113-114.
- (35) Ebenda, S. 115.
- (36) Ebenda, S. 116.
- (37) Ebenda, S. 117.
- (38) Ebenda, S. 119-121.
- (39) Max Naumann, „Von nationaldeutschen Juden, Ostjuden und Dissidenten“, in: *Mitteilungen der jüdischen Reformgemeinde zu Berlin*, 1921, Nr. 3, S. 5-9, Nr. 4, S. 4-7.
- (40) Ebenda, Nr. 4, S. 4-5.
- (41) Ebenda, S. 6.
- (42) Ebenda, S. 6-7.
- (43) 実際の規約（二十二年二月五日夜）は「ユダヤ人の文化」をめぐっての「ユダヤ人」に対する議論、in: *Leo Baeck Institute Year Book* [ユダヤ人研究] 25 (1980), S. 243-268.

- (63) Rheins, *Patriotism*, S. 177-184.
- (64) Walter Laaser, „Staatsbürger oder Volksgenossen?“, in: *Dnjf*, 1931, Nr. 5, S. 6. ナウマンが「国民たるだけでは十分で、ドイツ人たらねばならない」と述べている。Naumann, *Von deutscher Zukunft*, S. 21.
- (65) 註(5)の拙稿(『地域文化研究』一九)を、とりあえず参照されたい。
- (66) テートレフ・ポイカート(小野田村原田訳)『ワイマル共和国―古典的近代の危機』名大出版会、(一九九三)、一三三―一三七頁。
- (67) Naumann, *Von deutscher Zukunft*, S. 19-20. ナウマンは、ユダヤ人側の対抗力「シオニズム」がなければ、これほどドイツでのユダヤ人憎悪が強まることはなかったという前提から、「ドイツ民族至上主義者」らの反ユダヤの面のみならず、彼らが同時に、個人的には尊敬に値する人物であり得ること、そして、祖国ドイツへの燃えるような愛情が彼らを誤った道に導いていること、を無視できないと肯定的に評価している。*Ebenda*, S. 13-14. そしてナウマンは、その後も、彼らやナチにも接近を試みている。機関誌には、「ナチ黨員になれる可能性を云々している記事も載っている」。*Dnjf*, 1931, Nr. 1, S. 7, Nr. 2, S. 5, Nr. 5, S. 2, Nr. 6, S. 8. ちよびこの組織の副議長の息子で、自分もメンバーであった指揮者H. H. ハイザーは、自身が最後に会ったナウマンが、SA指導層との会見で、彼らを肯定的に評価していたことを伝えている。Hans H. Peyser, *Brief an Herrn Dr. Hermann Berlin n. d.*, from

LB1-AR, AR226. ユダヤ人もその指導層にいたトッソリーニ・イタリヤの例を、夢見していたのかもこれなり。Rheins, *Patriotism*, S. 99-100, *Verband*, S. 265-266.

(広島大学総合科学部)

〔付記〕 本稿は、平成六年度科学研究費補助金(奨励研究A)による研究「ワイマル初期の反セム主義とドイツ・ユダヤ人の対応」における研究成果の一部である。史料蒐集にあたって、特に、大阪大学人間科学部図書室「Germania Judaica (Köln), Leo Baeck Institute (New York) 等より Univ. Tübingen の Frau Nobuko Ema, M. Sociol. の寄附話になった。ここに記して、謝意を表した。

**Auf der Suche nach „dem gewollten
Bild von deutschen Juden“
—Durch die Behauptungen des Verbandes
nationaldeutscher Juden (1921-35)—**

von Hiroaki Nagata

In dieser Abhandlung wird die Identität der deutschen Juden als Deutscher analysiert. Als den Forschungsgegenstand habe ich den Verband nationaldeutscher Juden (VnJ) gewählt und die Diskussionen zwischen dem VnJ und dem Centralverein (CV) über das Wesen des Judentums analysiert.

Der CV betrachtete es als die *Religion* und den *Stamm* und versuchte die jüdische Gesinnung unter den Juden der Weimarer Ära zu stärken. Aber dagegen wollte der VnJ, obwohl er es auch als den *Stamm* betrachtete, den Inhalt des *Stammes* soviel wie möglich verkleinern und dadurch seine deutsche Identität demonstrativ zeigen. Das wurde von seinen folgenden Behauptungen gewendet gezeigt; z. B., die Ausweisung der Ostjuden, die Zurücknahme des Bürgerrechtes von den Zionisten u. s. w. Das erzeugte endlich seine positive Schätzung zum Nationalsozialismus aus seiner Verken-
nung für die Wichtigkeit der Rassenideologie in der NS-Weltanschauung.

Aus „diesem gewollten Bild von deutschen Juden“ könnte man die Stimmung und Postulate der damaligen deutschen Gesellschaft tiefer verstehen.